

答弁書第一一号

内閣参質一八九第一一号

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 山 崎 正 昭 殿

参議院議員中西健治君提出いわゆる支出官レートに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員中西健治君提出いわゆる支出官レートに関する質問に対する答弁書

一から五までについて

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率（以下「支出官レート」という。）については、毎年度の予算編成において、過去の一定期間の為替相場の平均を踏まえ設定している。平成二十七年度予算における本邦通貨とアメリカ合衆国通貨の支出官レートについては、予算編成時における直近三か月間の為替相場の平均を踏まえ一ドル＝百十円としたところである。また、お尋ねのその他の年度についても、過去の一定期間の為替相場の平均を踏まえ、平成二十三年度予算においては一ドル＝八十九円、平成二十四年度予算においては一ドル＝八十一円、平成二十五年度予算においては一ドル＝八十二円、平成二十六年度予算においては一ドル＝九十七円としている。

六について

平成二十三年度から平成二十七年度までの予算における支出官レートは、いずれも、外国為替相場の動向等を踏まえ、過去の一定期間の平均により設定しているものであり、問題はないものと考えている。

